



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月26日火曜日 第2456号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....(業務衛生課)... 223

## 告 示

危険物取扱者試験に係る指定試験機関の名称の変更.....(消防防災安全課)... 223

消防設備士試験に係る指定試験機関の名称の変更.....( " )... 223

指定自立支援医療機関の指定.....(健康増進課)... 224

指定障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課)... 224

指定一般相談支援事業者の指定.....( " )... 225

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金収納事務の委託.....( " )... 225

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....(農地整備課)... 225

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(4件).....( " )... 225

県営土地改良事業の換地処分(2件).....( " )... 226

肥料登録有効期間の更新.....(農産園芸課)... 226

港湾施設の概要.....(港湾海岸課)... 226

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課)... 226

基本測量の終了の通知(2件).....(道路維持課)... 227

愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正.....(都市計画課)... 227

知事が定める地域等の指定の一部改正.....( " )... 227

都市計画事業の認可.....(都市整備課)... 228

都市計画事業の事業計画の変更認可(2件).....( " )... 228

道路の区域変更(県道新居浜東港線).....(東予地方局管理課)... 228

道路の供用開始( " ).....( " )... 228

道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....( " )... 229

道路の供用開始( " ).....( " )... 229

道路の区域変更(県道新居浜港線).....( " )... 229

道路の供用開始(県道新居浜港線).....( " )... 229

開発行為に関する工事の完了.....(中予地方局建築指導課)... 230

道路の供用開始(一般国道494号).....(中予地方局久万高原土木事務所)... 230

道路の区域変更(県道落合久万線).....( " )... 230

道路の供用開始( " ).....( " )... 230

道路の区域変更(県道柳谷美川線).....( " )... 230

道路の供用開始( " ).....( " )... 231

道路の供用開始(一般国道320号).....(南予地方局管理課)... 231

道路の供用開始(一般国道441号).....(南予地方局大洲土木事務所)... 231

道路の区域変更(県道城川橋原線).....(南予地方局西予土木事務所)... 232

道路の供用開始( " ).....( " )... 232

道路の区域変更(県道大茅辰ノ口線).....( " )... 232

道路の供用開始( " ).....( " )... 232

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局)... 233

## 雑 報

環境影響評価方法書について.....(環境政策課)... 234

規 則

○愛媛県規則第20号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p><b>第1号様式の2（第1条関係） 水道水水質試験委託書</b> （表）</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>採水現場調書</td> <td>裏面のとおりに</td> </tr> <tr> <td>臨時検査が必要となつた場合の委託先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査結果の根拠書類</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験検査原簿記載及び成績発表表</td> <td>— 年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>臨時検査が必要となつた場合の委託先の欄は、定期検査を委託する場合にのみ記載すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(裏) 省略</p>	省略	採水現場調書	裏面のとおりに	臨時検査が必要となつた場合の委託先		検査結果の根拠書類	—	試験検査原簿記載及び成績発表表	— 年 月 日	<p><b>第1号様式の2（第1条関係） 水道水水質試験委託書</b> （表）</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>採水現場調書</td> <td>裏面のとおりに</td> <td>試験検査原簿記載及び成績発表表</td> <td>— 年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(裏) 省略</p>	省略	採水現場調書	裏面のとおりに	試験検査原簿記載及び成績発表表	— 年 月 日
省略															
採水現場調書	裏面のとおりに														
臨時検査が必要となつた場合の委託先															
検査結果の根拠書類	—														
試験検査原簿記載及び成績発表表	— 年 月 日														
省略															
採水現場調書	裏面のとおりに	試験検査原簿記載及び成績発表表	— 年 月 日												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第290号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定に基づき、危険物取扱者試験に係る指定試験機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定試験機関の名称

変 更 前	財団法人消防試験研究センター
変 更 後	一般財団法人消防試験研究センター

2 変更年月日

平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第291号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定に基づき、消防設備士試験に係る指定試験機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定試験機関の名称

変 更 前	財団法人消防試験研究センター
変 更 後	一般財団法人消防試験研究センター

2 変更年月日

平成25年 4月 1日

## ○愛媛県告示第292号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
太陽堂薬局	松山市中島大浦1646番地	有限会社浜田太陽堂	精神通院医療	平成24年 9月1日
ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町1丁目5番8号	株式会社ニチイ学館	精神通院医療	平成24年 9月1日
ハッピー薬局衣山店	松山市衣山1丁目188	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療	平成24年 10月1日
フレイ薬局	宇和島市和豊元町4丁目2-12	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町2丁目1-13	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
保険調剤薬局リトル	宇和島市中央町1丁目9-10 愛媛新聞社ビル1階	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1-18	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
みかん薬局	宇和島市吉田町北小路200番地1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
卯之町薬局	西予市宇和町卯之町4丁目389番地	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
さくら薬局	西予市宇和町卯之町1丁目410-1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
双岩薬局	八幡浜市若山4-205-1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療	平成24年 10月1日
きんぐ調剤薬局久保田	新居浜市久保田町2丁目4番26号	有限会社キングメディカル	精神通院医療	平成24年 10月1日
訪問看護ステーションアルク	松山市中村1丁目2番26-1号	株式会社イクシオ	精神通院医療	平成24年 10月1日
七色心療クリニック	松山市大手町二丁目1番地1 労住協大手町ハイツ1F	阪中 明人	精神通院医療	平成24年 11月1日
ひめ薬局北鳥生店	今治市北鳥生町3丁目4番12号	株式会社レフピック	精神通院医療	平成24年 11月1日
あいなん薬局	南宇和郡愛南町一本松3382-4	有限会社アボトライ	精神通院医療	平成24年 11月1日
ハッピー薬局大手町店	松山市大手町二丁目1番地1 労住協大手町ハイツ1F	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療	平成24年 11月1日
ハッピー薬局西長戸店	松山市西長戸町311-2	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療	平成24年 11月1日

## ○愛媛県告示第293号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300396	NPO法人くりーむしちゅう	宇和島市津島町高田甲2023番地9	近 藤 幸 夫	就労移行支援	くりーむしちゅう	宇和島市津島町高田甲2023番地9	平成25年 2月1日
3810300396	NPO法人くりーむしちゅう	宇和島市津島町高田甲2023番地9	近 藤 幸 夫	就労継続支援A型	御食事 近藤	宇和島市津島町岩松1269-1	平成25年 2月1日
3810300396	NPO法人くりーむしちゅう	宇和島市津島町高田甲2023番地9	近 藤 幸 夫	就労継続支援B型	かかし	宇和島市津島町高田甲2023番地9	平成25年 2月1日
3810700272	特定非営利活動法人歩	大洲市東大洲306番地	大 越 龍 雄	生活介護	障害者生活介護事業所あゆむ苑	大洲市東大洲306番地	平成25年 2月1日

○愛媛県告示第294号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3831300342	医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	長谷川 一 朗	地域移行支援	指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分1330番地	平成25年 2月1日
3831300342	医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	長谷川 一 朗	地域定着支援	指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分1330番地	平成25年 2月1日

○愛媛県告示第295号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団  
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間  
平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで

○愛媛県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市樋口、志津川、西岡及び北方地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菖蒲地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 3月27日から 4月23日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、今治市玉川町桂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・幸門地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成25年 3月27日から 4月23日まで

- 3 縦覧場所  
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、八幡浜市川上町上泊及び真網代地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・真穴地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 3月27日から 4月23日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町内子地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・内子地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 3月27日から 4月23日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場本庁

○愛媛県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町五十崎、五百木及び大瀬地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87

条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・内子地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成25年 3月27日から 4月23日まで

3 縦覧場所

内子町役場本庁

○愛媛県告示第301号

平成25年 3月15日県営農地整備事業（経営体育成型）天満上地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第302号

平成25年 3月15日県営中山間地域総合整備事業東温地区（志津川工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第303号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成31年4月9日	愛媛県第1211号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末760	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号
平成31年4月9日	愛媛県第1212号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末860	窒素全量8.0 りん酸全量6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第304号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、吉海港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

種類	位置	数量及び能力
物揚場	今治市吉海町本庄951番16	延長 160.00メートル 水深 2.50メートル
護岸	同上	延長 10.00メートル
護岸	同上	延長 20.00メートル
護岸	同上	延長 5.50メートル
護岸	同上	延長 10.50メートル
護岸	同上	延長 10.00メートル
廃棄物埋立護岸	同上	延長 147.00メートル
廃棄物埋立護岸	同上	延長 13.00メートル
廃棄物埋立護岸	同上	延長 606.90メートル

○愛媛県告示第305号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

川原田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を市道金生線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	金生町下分	川原田山	2570番24	1、2、3号
		川原田山	2570番4	4号
		川原田山	2570番63	5号
		川原田山	2570番18	6号
		川原田山	2570番16	7号
		川原田	2102番1	8、9号
		川原田	2100番	10号
		川原田	2096番3	11号
		川原田山	2570番48	12号
		川原田山	2570番60	13号
		川原田	2200番9	14号

西之浜（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和47年 8月愛媛県告示第803号）西之浜の項で指定した標柱2号と標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線及び標柱11号と同項で指定した標柱2号を結んだ線に囲まれた区域、同項で指

定した標柱4号、標柱3号及び標柱2号を順次結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線及び標柱12号と同項で指定した標柱4号を結んだ線に囲まれた区域並びに同項で指定した標柱5号と標柱4号を順次結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号、標柱14号を順次結んだ線及び標柱14号と同項で指定した標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	川之江町	城山	1087番15	11、12、13、14号

○愛媛県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）
- 2 作業期間 平成24年 6月 1日から  
平成25年 3月 8日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市

○愛媛県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
- 2 作業期間 平成24年10月23日から  
平成25年 3月 8日まで
- 3 作業地域 今治市、宇和島市、久万高原町、内子町、伊方町

○愛媛県告示第308号

愛媛県屋外広告物審議会規程（昭和36年 2月愛媛県告示第138号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号。以下「条例」という。）第46条第1項に規定する愛媛県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) 条例第5条第1項第2号 _____ から第8号まで、第12号、第13号、第17号及び第18号並びに同条第2項第10号並びに第7条第1項第4号並びに愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）別表第1第1の2の(7)のウの(ア)及び(イ)の規定による地域、区域、区間若しくは場所又は施設若しくは物件の指定に関する事項</p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p><b>第 1 条</b> 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年条例第50号_____。以下「条例」という。）第46条_____に規定する愛媛県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) 条例第5条第1項第1号、第3号から第8号まで、第12号、第13号、第17号及び第18号並びに同条第2項第10号並びに第7条第1項第4号並びに愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）別表第1第1の2の(7)のウの(ア)及び(イ)の規定による地域、区域、区間若しくは場所又は施設若しくは物件の指定に関する事項</p> <p>(2)～(5) 省略</p>

○愛媛県告示第309号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第1111号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 条例第5条第1項第2号の規定により指定する地区</p> <p>省略</p>	<p>1 条例第5条第1項第1号の規定により指定する地区</p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称  
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大洲都市計画公園事業  
6・5・1 大洲総合運動公園
- 3 事業施行期間  
平成25年 3月26日から  
平成30年 3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
大洲市平野野田 地内
  - (2) 使用の部分  
なし

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和50年 1月10日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業東予・丹原公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
昭和58年 7月26日から  
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業西条公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成25年 3月26日

○愛媛県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市桜木町725番5から 同市宇高町一丁目608番2地先まで	旧	メートル 5.8~6.6	キロメートル 0.013	
			新	8.6~9.3	0.013	

○愛媛県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市桜木町725番5から 同市宇高町一丁目608番2地先まで	平成25年 3月26日

○愛媛県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町569番11	旧	メートル 14.7～26.7	キロメートル 0.060	
			新	29.7～37.8	0.060	
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町572番11	旧	10.6～17.8	0.069	
			新	29.2～34.8	0.069	

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町569番11	平成25年 3月26日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町572番11	平成25年 3月26日

○愛媛県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙124番5から 同町乙124番7まで	旧	メートル 20.0	キロメートル 0.017	
			新	20.0～21.6	0.017	

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙166番9から 同町乙73番5まで	平成25年 3月26日



○愛媛県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 3月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第44号 平成25年 3月12日	伊予市下吾川字馬塚950番3、953番3	伊予市米湊820番地 伊予消防等事務組合 組合長 中 村 佑

○愛媛県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1122番2から 同町洪草1635番まで	平成25年 3月26日

○愛媛県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2720番から 同町直瀬甲2722番まで	旧	メートル 8.1～17.5	キロメートル 0.051	
			新	8.1～10.6	0.051	

○愛媛県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2720番から 同町直瀬甲2722番まで	平成25年 3月26日

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番 3	旧	メートル 6.4～14.8	キロメートル 0.066	
		上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番17	新	9.2～17.3	0.066	
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番 3	旧	10.2～14.4	0.039	
		上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番18から 上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番19まで	新	10.2～14.4	0.039	
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番 3 から 上浮穴郡久万高原町日野浦4374番まで	旧	7.3～14.1	0.068	
		上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番16から 上浮穴郡久万高原町日野浦4374番 2まで	新	11.7～16.7	0.068	

## ○愛媛県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番17	平成25年 3月26日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番18から 上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番19まで	平成25年 3月26日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷ラクアカゴヤマ乙294番16から 上浮穴郡久万高原町日野浦4374番 2まで	平成25年 3月26日

## ○愛媛県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字奈良222番 4 から 同町大字北川333番 2まで	平成25年 3月28日 15:00

## ○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市北只75番3から 同市北只568番4まで	平成25年 3月27日

○愛媛県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1294番3地先から 同町土居1263番地先まで	旧	メートル 15.0～19.0	キロメートル 0.06	
			新	16.2～19.0	0.06	

○愛媛県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1294番3地先から 同町土居1263番地先まで	平成25年 3月26日

○愛媛県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2221番3地先から 同町遊子谷2219番地先まで	旧	メートル 5.0～7.5	キロメートル 0.08	
		西予市城川町遊子谷2221番3から 同町遊子谷2219番まで	新	5.5～22.5	0.08	

○愛媛県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2221番3から 同町遊子谷2219番まで	平成25年 3月26日

監 査 公 表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 3月26日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之  
同 佐 伯 満 孝

選定した特定の事件	基金の管理と運用について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成24年 3月19日
監 査 対 象 機 関	総務部管理局人事課職員厚生室
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
愛媛県職員退職手当基金  過去5年間の退職手当の平均支給額156億円と比較すると、現在の基金残高5億円は、将来の退職手当の備えには余りにも不十分であり、基金の増減はなく実質的に休眠状態にあることから、本基金を有効活用するために、そのあり方を見直すことが必要。	今回の指摘内容を踏まえ、基金の取扱いを再度見直した結果、今後、県全体の退職者数が増加し、退職手当に係る財政負担が現状を大幅に上回る状況が続くなど、基金を活用する必要性が従来にも増して高まると考えられることから、退職者数がピークを迎える平成30年度を見据えながら、基金を存続するとともに、将来に備えて増額を目指すこととする。
監 査 対 象 機 関	保健福祉部管理局保健福祉課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
愛媛県社会福祉施設整備基金  本基金は、県が県社会福祉事業団に出捐していた34億円を県に寄附させて、そのうちの16億円で造成したもので、基金条例では広く社会福祉施設事業者を対象としているが、同事業団以外の社会福祉施設の整備に活用された実績はない。本来の条例の目的に沿って、事業団以外の社会福祉施設の整備にも活用することが第一義であり、それが不可能な場合は、基金自体を廃止して一般会計へ繰戻すことも検討することが必要。	事業団以外の社会福祉施設についても本基金を活用して整備することが可能であるが、これまで社会福祉施設の整備に当たっては、国庫補助事業や国の基金事業などを活用してきた。今後の予算編成において、財源として本基金を充てることについて検討することとしている。
監 査 対 象 機 関	農林水産部森林局森林整備課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
愛媛県森林環境保全基金  平成22年度から26年度までの時限措置として、県民個人から年間700円、法人から法人県民税均等割額の100分の7を徴収しており、23年度の森林環境税の税収として5億3千万円を見込んでいる。 平成22年度に剰余金が発生していること、九州・中四国の他県と比較して本県が著しく森林環境保全のニーズが高いとは思えないことから、本県だけが近隣他県より税額が高いことの妥当性について、県民に対して十分な説明責任が必要。 仮に近隣他県より高い税額・税率の妥当性・必要性を十分に説明できないのであれば、近隣他県と同程度までの引き下げを検討すべき。	第2期森林環境税（22年度～26年度）の導入に当たっては、「県民意見交換会」での「森林整備に重点を置いて欲しい」「間伐等の手入れの遅れを認識している」等の意見が多かったことや、「県民アンケート」の結果では「課税の継続について、約9割が賛成」「課税期間は、5か年間で妥当が約6割」「税額について、平均約700円が妥当」との回答を得たほか、本県の森林状態は、他県に比べ、「小規模零細所有者が多い」「不在村所有者の増加が著しい」ことなどから、所有者自らでは対応しきれない災害防止等のための森林整備の加速化や、地球温暖化防止に向けたCO2吸収源としての森林整備の追加策及び県産材の需要拡大等を重点的に取り組むために、現行の

<p>愛媛県県有林経営事業基金</p> <p>本県の県営林の経営状況は長期にわたって厳しい状況に置かれており、本基金を保持し続けるメリットはない。このため、本基金を廃止し、これを「県有林経営事業特別会計」に繰入れることが効率的であるが、同特別会計は、平成22年度実績で、一般会計から70百万円（国庫補助金を除く）の繰入れ、単年度決算収支は34百万円の赤字、累積欠損は約22億円と会計的には極めて厳しい状況。</p> <p>今後、県営林の事業計画・改善計画を再度検討する際に併せ、その中で本基金の特別会計への統合、活用について検討すべき。</p>	<p>税額、税率は必要不可欠であると考えている。</p> <p>なお、22年度剰余金については、節約によるもの、入札減少金及び事業量の減少によるものにより、やむを得ず発生したものであり、今後の事業執行にあたっては、事業の必要性・重要性を十分精査し、これまで以上に適切な執行に努めるとともに、緊急な事業化が求められる場合は、補正予算等に対応し、滞留させることのないよう効果的な活用を図っている。</p> <p>平成24～25年度の2カ年で、現在の県営林経営改善計画の見直しについて検討することとして、会議を開催している。</p> <p>また、併せて基金の活用についても検討している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>教育委員会事務局指導部高校教育課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>愛媛県県立学校火災等災害復旧基金</p> <p>本基金設置以来、重大な災害が発生していないことから、復旧に充てるための本基金の取崩しは行ってない。過去の事例では、費用が多額の場合は国費負担、少額の場合は一般財源負担となっており、本基金をどのような場合に取崩すか不明確。現在の基金残高は、昭和48年度で造成が中断され、基金元本は約1億8千万円と固定化されている。</p> <p>災害復旧の財源として火災保険や地震保険への加入等を検討した上で、本基金をより有効に活用することや、不要と判断される場合には基金の廃止を含めて検討することが必要。</p>	<p>火災保険へ加入すると、毎年度に約7百万円の火災保険料の予算措置が必要であり、災害がなければ負担増になる。また、火災等の人為的災害については、国庫負担の対象とならない。本基金は必要であり、より有効に活用するため、運用方針等を作成する方向で検討している。</p>

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成25年 3月26日

株式会社ガイアパワー

代表取締役 藤 崎 耕 治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 株式会社ガイアパワー
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治
- (3) 主たる事務所の所在地 徳島県阿南市辰巳町1番地38

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 横川正木ウィンドファーム
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事業
- (3) 規模 総出力 25,000 kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町横川、愛媛県南宇和郡愛南町正木

4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場、愛南町一本松支所
- (2) 縦覧期間 平成25年3月26日から平成25年4月30日まで
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限 平成25年5月14日まで
- (2) 提出先 〒774-0001 徳島県阿南市辰巳町1番地38  
株式会社ガイアパワー 営業課
- (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成25年4月17日（水） 午後7時から午後8時30分  
場所 御内集会所（宇和島市津島町御内685番地）
- (2) 日時 平成25年4月18日（木） 午後7時から午後8時30分

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 場所     | 中駄馬集会所（宇和島市津島町御内1220番地）       |
| (3) 日時 | 平成25年 4月19日（金） 午後7時から午後8時30分  |
| 場所     | 犬除農事集会所（宇和島市津島町御内2304番地）      |
| (4) 日時 | 平成25年 4月20日（土） 午前9時30分から午前11時 |
| 場所     | 愛南町僧都ふれあい交流館（南宇和郡愛南町僧都279番地）  |
| (5) 日時 | 平成25年 4月20日（土） 午後7時から午後8時30分  |
| 場所     | 槇川集会所（宇和島市津島町槇川420番地、422番地）   |
| (6) 日時 | 平成25年 4月21日（日） 午前9時30分から午前11時 |
| 場所     | 正木集会所（南宇和郡愛南町正木1478番地）        |
| (7) 日時 | 平成25年 4月21日（日） 午後2時から午後3時30分  |
| 場所     | 上槇集会所（宇和島市津島町下畑地乙735番地4）      |
| (8) 日時 | 平成25年 4月22日（月） 午後7時から午後8時30分  |
| 場所     | 山出集会所（南宇和郡愛南町緑丙212番地）         |